

## ■ アジア太平洋地域には、無形文化遺産保護条約の締約国がどれくらいありますか？

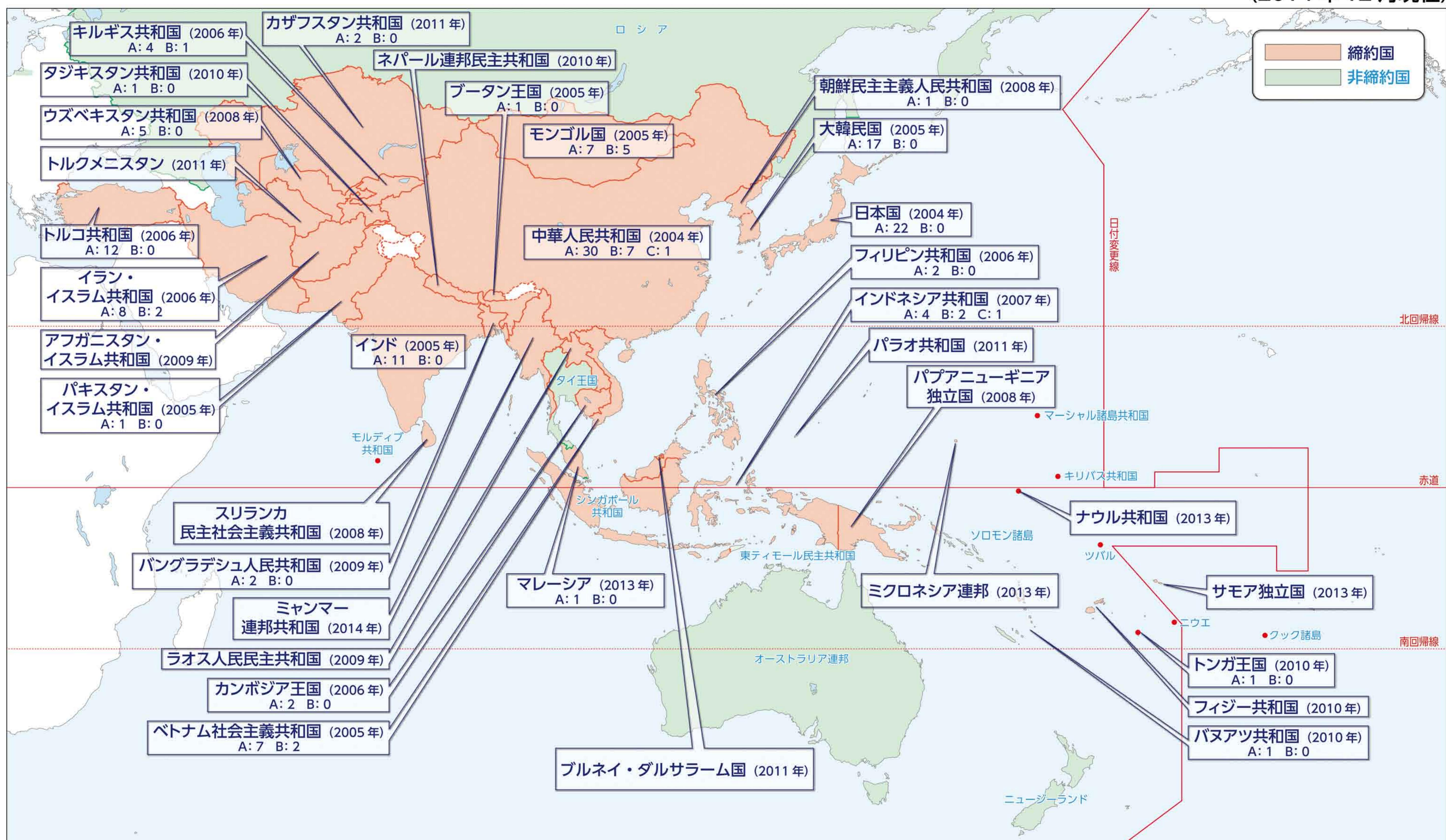
ユネスコの定義に基づくアジア太平洋地域には、次の48の国・地域（記載はアルファベット順）が含まれます。

アフガニスタン・イスラム共和国、オーストラリア連邦、バングラデシュ人民共和国、  
ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、  
中華人民共和国、クック諸島、朝鮮民主主義人民共和国、  
フィジー共和国、インド、インドネシア共和国、  
イラン・イスラム共和国、日本国、カザフスタン共和国、  
キリバス共和国、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、  
マレーシア、モルディブ共和国、マーシャル諸島共和国、  
ミクロネシア連邦、モンゴル国、ミャンマー連邦共和国、  
ナウル共和国、ネパール連邦民主共和国、ニュージーランド、  
ニウエ、パキスタン・イスラム共和国、パラオ共和国、  
パプアニューギニア独立国、フィリピン共和国、大韓民国、  
ロシア、サモア独立国、シンガポール共和国、  
ソロモン諸島、スリランカ民主社会主義共和国、タジキスタン共和国、  
タイ王国、東ティモール民主共和国、トンガ王国、  
トルコ共和国、トルクメニスタン、ツバル、  
ウズベキスタン共和国、バヌアツ共和国、ベトナム社会主義共和国

その中で、無形文化遺産保護条約の締約国は、下線を引いた 35カ国 です。  
それらの国の締約年、ユネスコの無形文化遺産の記載件数などの詳細については、次の地図パネルをご覧ください。

# アジア太平洋地域における無形文化遺産保護条約の締約国とその記載状況

(2014年12月現在)



【注】：・A ユネスコ「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載件数 ・B ユネスコ「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」への記載件数 ・C ユネスコ「条約の原則及び目的を最も反映している最良の実例（ベスト・プラクティス）」への記載件数 ・（ ）の中は締約年  
※ただし、記入のない場合は当該項目がないことを指します